

経済・財政一体改革推進委員会  
第19回 社会保障ワーキング・グループ

# 生活保護制度、生活困窮者自立支援制度

平成29年4月11日  
厚生労働省

## 生活保護、生活困窮者自立支援制度の見直し

### 生活保護制度の見直しに向けた検討

医療扶助適正化のための、頻回受診対策やジェネリックの更なる使用促進、生活習慣病の予防・重症化予防に向けた検討

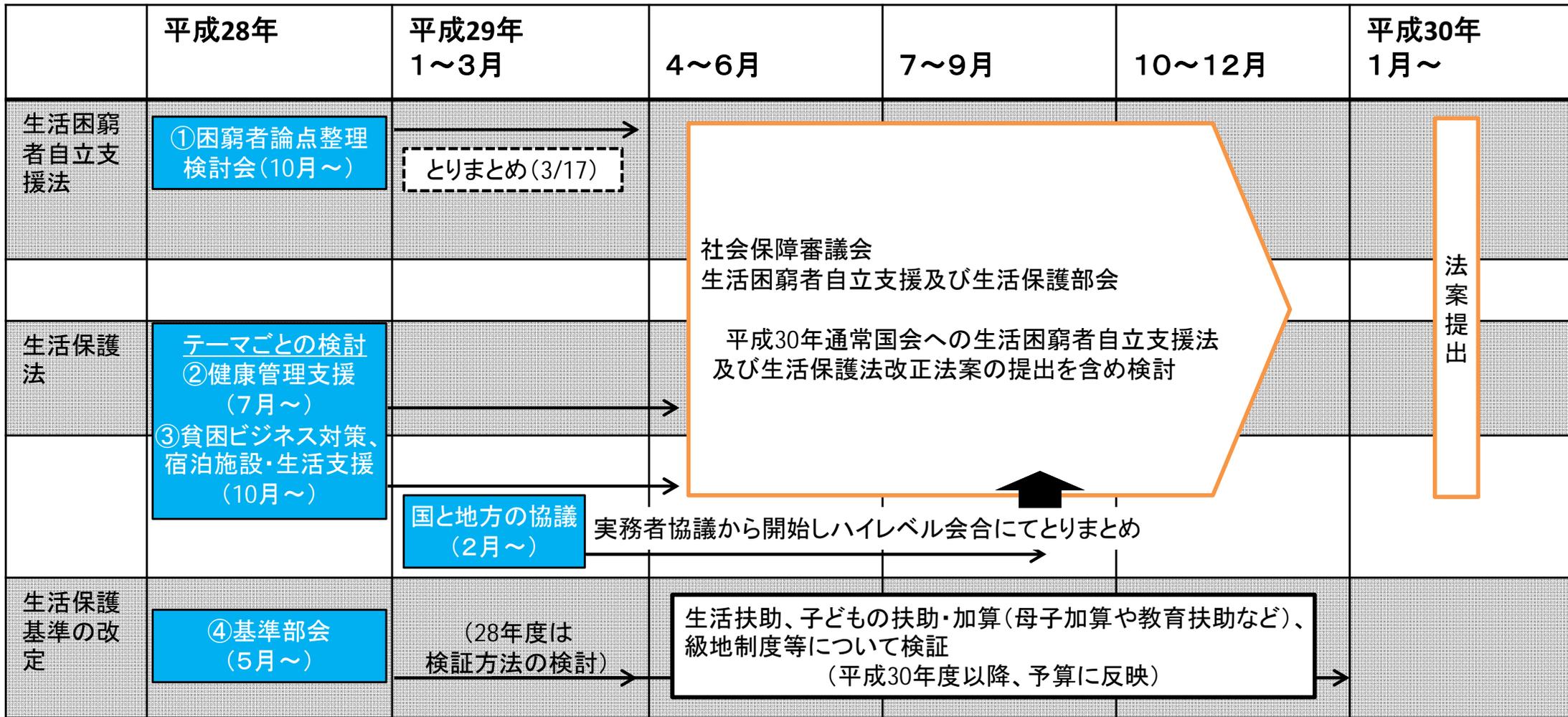
地方自治体の取組状況の地域差なども踏まえた就労支援の推進、就労意欲が低い者や生活習慣に課題がある者など就労に向けた課題をより多く抱える者に対する就労支援の強化策  
生活保護基準の検証状況

### 生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた検討

- ・ 就労準備支援事業の利用者の就労に関する状況の改善効果が高い一方、就労準備支援事業の実施自治体数が少ない現状において、生活困窮者の自立を促進する就労準備支援事業の実施促進策など、自立支援の実現に向けた検討



平成29年4月現在



## 法改正時の見直し

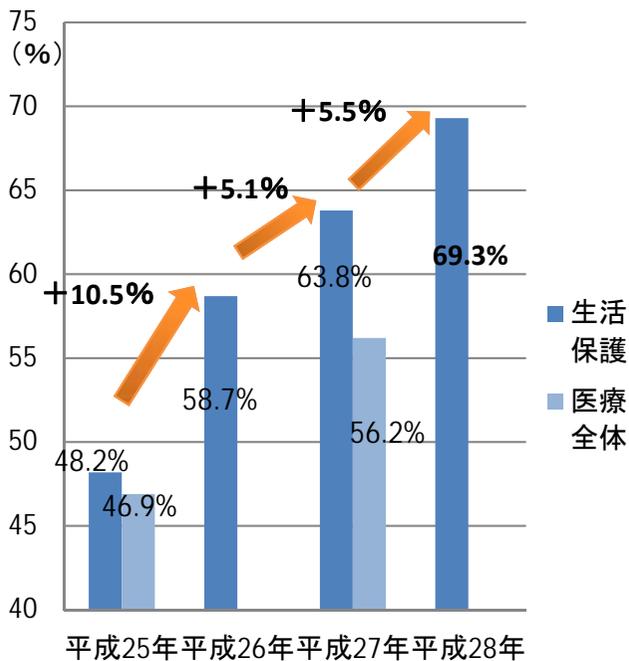
生活保護法改正により、後発医薬品の使用を促すことを規定（平成26年1月1日施行）

第34条第3項（略）医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品・・・を使用することができると認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

後発医薬品の使用が可能であるにもかかわらず、先発医薬品を希望する受給者に対しては、

- ・ 薬局は、先発医薬品を希望する理由を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤する。
- ・ その理由が「先発医薬品の方が高額だから」「理由を言わない」等の場合については、福祉事務所の健康管理指導の対象とする。

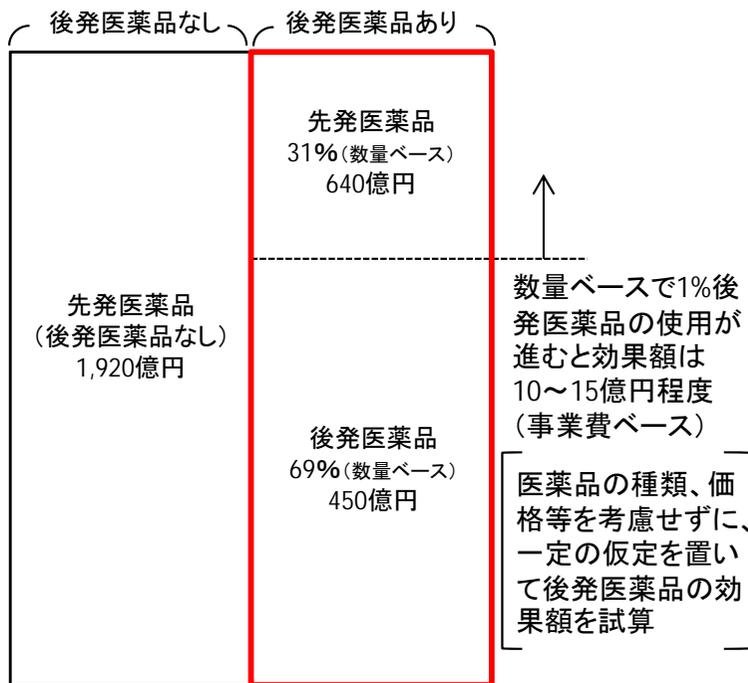
## 取組の効果



使用割合（数量シェア）の出自：  
医療扶助実態調査（各年6月審査分）、  
医薬品価格調査（薬価本調査）（速報値）（各年9月取引分）

## 医療扶助における薬剤費の推計

【薬剤費 約3,010億円（事業費ベース）】



- ・入院患者の包括評価部分（DPC）を除く
- ・薬剤費は、1ヶ月分を12倍したもの

## 法改正以降の新たな取組

【平成27年度～】

1. 福祉事務所における後発医薬品使用促進計画の策定（院外処方）
2. 院内処方の使用割合が低調な医療機関に対する後発医薬品使用促進の要請

【平成28年度～】

1. 改革工程表に、後発医薬品の使用割合の目標を設定  
[KPIの内容 → 2017年（平成29年）央までに75%等]
2. 地域の薬局等と連携した服薬指導のモデル実施

【平成29年度における取組】

- ・外部評価を取り入れたPDCAサイクルの実施について  
予算案に計上。

【今後の検討】

- ・平成29年度に行う制度全般の検討の中で、後発医薬品の使用促進に係る更なる対策について検討。

# 頻回受診の適正化について

## 頻回受診の指導対象者

医療扶助による外来患者であって、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認めた者

## 適正化の対応

頻回受診の可能性のある者の把握

毎月レセプトを確認し、頻回受診者にかかる台帳を作成

主治医訪問・嘱託医協議

主治医や嘱託医に協議し、頻回受診と認められるか否かを判断

指導の実施

頻回受診と判断された者について、訪問により指導を実施

改善状況の確認

指導の翌月、医療機関へ改善状況を確認。  
改善されていない場合には、引き続き指導を実施

## 【頻回受診の改善の状況】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受診状況把握対象者数(同一疾病で月15日以上の通院が3か月以上継続している者数)(A)	18,847人	18,969人	16,526人	15,462人
適正受診指導対象者数(B)	4,273人	4,146人	4,012人	3,809人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)(C)	1,834人	1,949人	1,844人	1,749人
改善者数割合(C/B)	42.92%	47.01%	45.96%	45.92%

## 【平成28年度からの取組】

- 改革工程表を受け、福祉事務所等において、頻回受診適正化計画を策定して適正受診指導を推進

## 【平成29年度における取組】

- 受診指導の対象者の範囲を順次拡大しつつ、外部評価を取り入れたPDCAサイクルを実施することについて予算案に計上

<対象者の範囲> 同一疾病で、同一月内に同一診療科を15日以上受診する一定の者(短期的・集中的に治療を行った者等を除く。)にまで拡大

<対象者拡大の段階的实施> まずは、補助事業上の対象者を拡大(将来的には全ての福祉事務所で対象者を拡大することを想定)

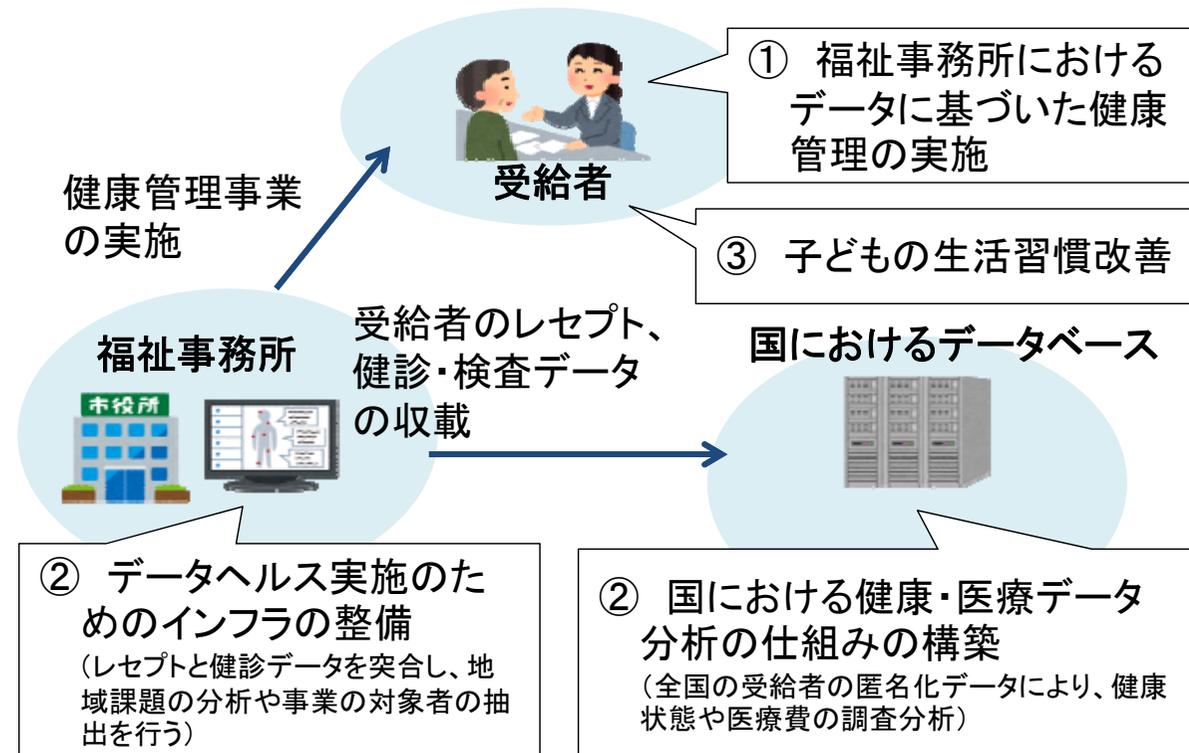
## 取組の趣旨

- 生活保護受給者は、医療保険の加入者等と比較して生活習慣病の割合が高いが、健診データ等が集約されておらず、生活習慣病の予防・重症化予防の取組が十分には実施できていない。
- 医療保険におけるデータヘルス※を参考に、データに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防の推進、それによる医療扶助費の適正化を進めることが必要である。
- 生活保護世帯の子どもは健康的な生活習慣が確立していない場合が多いことから、子どもについても、学校健診等のデータを入手し、学校等と連携して適切な生活習慣の確立に取り組むことが望まれる。

健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施

## 取組の方向性

- ① 全国の福祉事務所において、生活習慣病の予備群と該当者に対するデータに基づいた健康管理の実施
  - 取組の手順・内容の標準化を行い、PDCAサイクルにより計画的に推進
  - 医療扶助費の適正化につながる
- ② 受給者のデータヘルス実施のためのインフラ整備、国が健康・医療データを分析するための仕組みの構築
- ③ 子どもの生活習慣改善を目指した取組のモデル実施

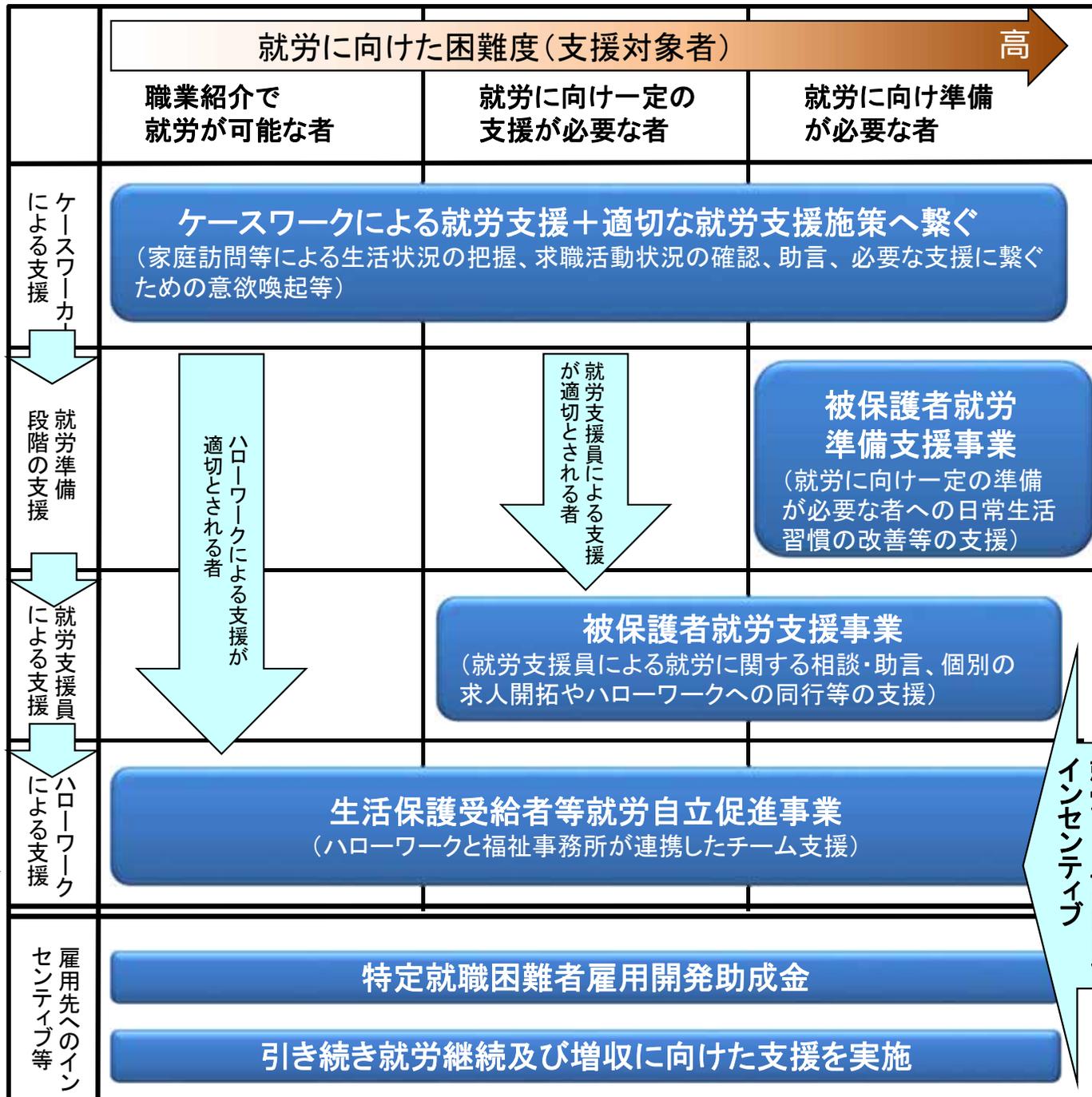


## 今後の予定

生活保護法の制度改正に向けて、データヘルス実施の枠組みや具体的な実施方法、情報システムの構築について、更に検討を進める。また、子どもの生活習慣改善を目的とした取組のモデル的な実施を検討。

# 生活保護受給者に対する就労支援策について

## 生活保護受給者に対する就労支援の実施



### 【参考】就労支援事業の参加状況 (H27年度)

事業対象者	参加者	参加率
339,377人	121,380人	35.8%
	就労増収者	就労増収率
	54,678人	45.0%

改革工程表KPI (達成時期: 2018年度まで)

事業参加率 60%

事業参加者のうち就労増収者の占める割合 50%

### 【内訳】

- 生活保護受給者等就労自立促進事業 (参加者) 67,611人 (就労増収者) 44,105人 (65.2%)
- 被保護者就労支援事業 (参加者) 83,237人 (就労増収者) 37,731人 (45.3%)
- 被保護者就労準備支援事業 (参加者) 6,869人 (就労増収者) 1,871人 (27.2%)
- その他自治体の独自事業 (参加者) 6,007人 (就労増収者) 2,539人 (42.3%)

※ 同一人が複数の事業に参加した場合、重複して計上

### 就労・自立インセンティブの強化

#### 就労自立給付金

【保護受給中の就労収入のうち一定額を仮想的に積み立て、保護廃止時に支給するもの】  
(上限 単身世帯10万円 多人数世帯 15万円)

#### 勤労控除

【就労収入から一定額を控除し、収入の一部を手元に残す制度】  
(最低控除額 15,000円)

#### 就労活動促進費

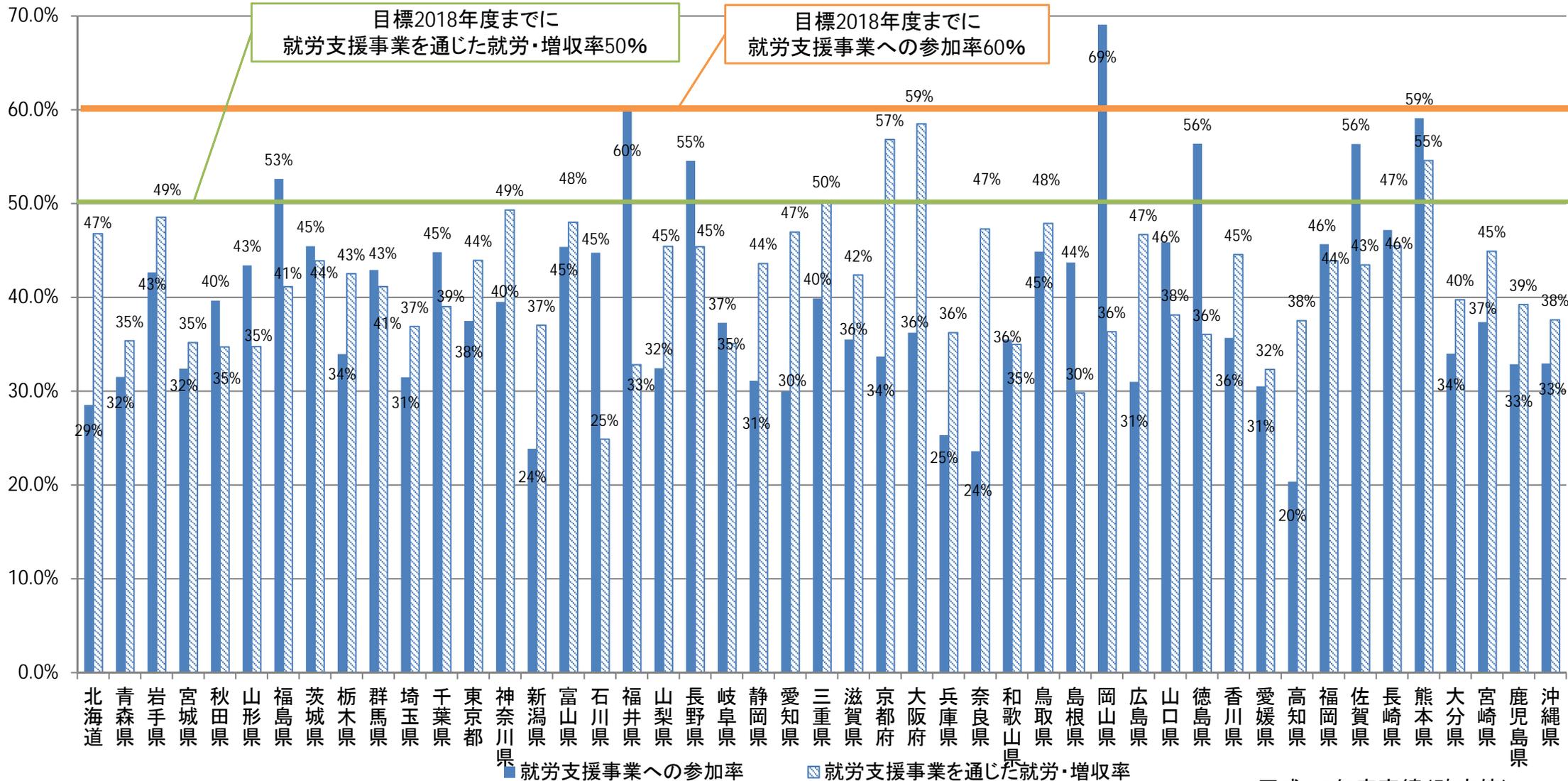
【積極的に就労活動に取り組んでいる者に就労活動に必要な経費の一部を支給するもの】  
(月5,000円 原則6ヶ月以内)

# 就労支援事業の実施状況の地域差

- 就労支援事業への参加率を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には、約50%の差がある。
- 就労支援事業を通じた就労・増収率を都道府県別に見ると、最も高い県と低い県との間には、約35%の差がある。

全国平均: 就労支援事業への参加率 35.8%

就労支援事業を通じた就労・増収率 45.0%



平成27年度実績(確定値)

## 概要

生活保護基準については、定期的に検証を行うこととしており、検証に当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会(部会長:駒村康平 慶應義塾大学経済学部教授)を設け、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施することとしている。

(参考)『生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書』(平成16年12月15日)

「今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

## これまでの議論と今後の方向性

- 前回の生活扶助基準の検証については、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか、年齢・世帯人員・居住地域の3要素別に検証し、平成25年1月に報告書を取りまとめ、平成25年8月からその検証結果等を踏まえた見直しを行った。(▲670億円(国費3か年合計))  
また、住宅扶助及び冬季加算の検証については、各地域の家賃や光熱費の実態を検証し、平成27年1月に報告書を取りまとめ、平成27年度にその検証結果を踏まえた見直しを行った。(住宅扶助:▲190億円、冬季加算:▲30億円(いずれも国費))
- 次期生活扶助基準等の検証については、生活保護基準部会において、検証手法を検討した上で、平成26年全国消費実態調査のデータ等を用いて、平成29年度に本格的に検証を行う。

## 平成29年度検証の基本的考え方

### ①生活扶助基準の定期的検証

- ・ 全国消費実態調査等を基に、一般国民の消費実態との均衡が図られているかという観点により検証することを基本としつつ、一般国民世帯と生活保護受給世帯の生活の質を考慮するなど、多角的な視点から検証する。

### ②有子世帯の扶助・加算の検証

- ・ 子どもの貧困対策の観点を踏まえて、生活保護制度で保障すべき子どもの健全育成にかかる費用の範囲及び水準について、生活扶助基準の検証と一体的に検証する。

### ③就労インセンティブの在り方の検討

- ・ 基礎控除の見直しや就労自立給付金の創設の効果について検証を進め、更なる就労促進策について検討する。

### ④級地制度の在り方の検討

- ・ 生活水準の地域差の要因分析を行った上で、その実施結果を踏まえながら、級地制度の在り方を検討する。

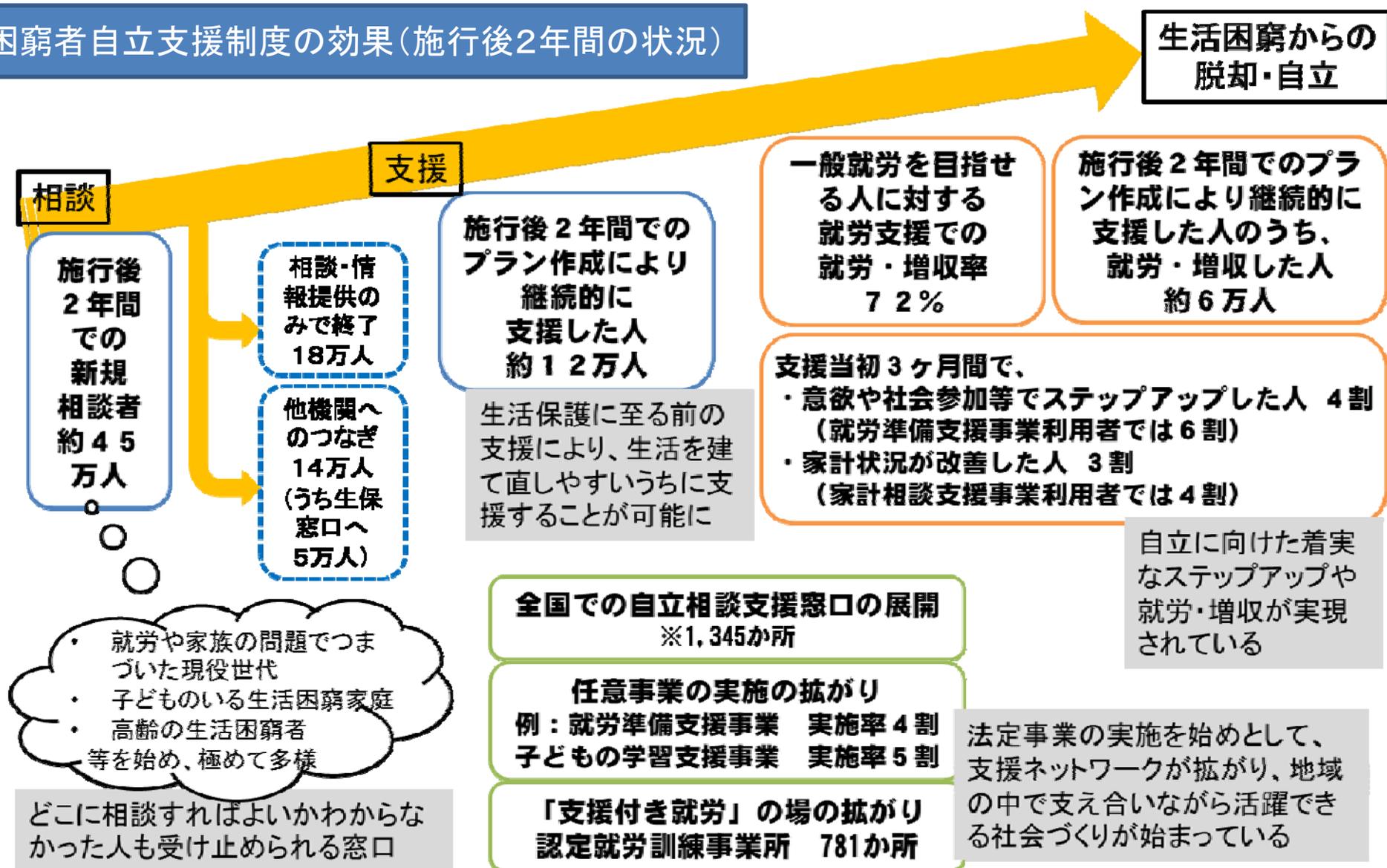
### ⑤その他の扶助・加算の在り方の検討

- ・ 生活扶助では賄いきれない特別な需要(生活課題)が何か、他法他施策との関係に留意しながら検証する。

# 「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」について（概要）

- 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」（座長：宮本太郎中央大学教授）において、「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」をとりまとめ。
- 今後、社会保障審議会に部会を設置し、この論点整理を踏まえた生活困窮者自立支援法の見直しについて検討を深める予定。

## 1. 生活困窮者自立支援制度の効果（施行後2年間の状況）



## 2. 今後さらなる対応を要する課題と主な論点

### まだ支援につながっていない生活困窮者への対応

- ・ 自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人にも確実に支援することが必要
- ・ 経済的困窮かどうかに関わらず、すべての相談を断らないことを徹底することが必要

### 支援メニューの不足

- ・ 地域に就労の場等を求める取組は試行錯誤している自治体も多い段階
- ・ 就労準備支援・家計相談支援は、支援において不可欠だが、実施率は約3割～4割
- ・ 住まいを巡る課題への支援の不足
- ・ 当座の資金ニーズへの対応
- ・ 生活保護の支援との一貫性の確保の必要性

### 対象者に応じた支援の必要性

- ・ 貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応、高齢の生活困窮者への支援が社会的課題

### 自治体の取組のばらつき

- ・ 先進的に取り組む自治体と取組が脆弱な自治体の差の拡大

#### (1) 自立相談支援事業のあり方に関する論点

- ・ 関係機関において既に生活困窮の端緒を把握している人をしっかりと相談につなげる仕組みの必要性(生活保護、税部門、学校等)
- ・ 都道府県等の関係機関(地域自殺対策推進センター等)との連携強化
- ・ 法の対象者のあり方
- ・ 自立相談支援事業において自治体が支援員をしっかりと配置できるような枠組みの必要性

#### (2) 就労支援のあり方に関する論点

- ・ 就労準備支援事業の必須化
- ・ 自治体における無料職業紹介の積極的な取組
- ・ 認定就労訓練事業所に対する経済的インセンティブ

#### (3) 家計相談支援のあり方に関する論点

- ・ 家計相談支援事業の必須化

#### (4) 子どもの貧困への対応に関する論点

- ・ 子どもの学習支援事業の内容の標準化と、貧困の連鎖防止のための総合的な事業としての再構築
- ・ 学習支援を世帯支援につなげる

#### (9) 支援を行う枠組みに関する論点

- ・ 制度理念の法定化、人材養成研修のあり方
- ・ 基礎自治体を支援する都道府県の役割、町村部の施行に町村役場が当事者として参画する枠組みの必要性
- ・ 社会福祉法人が行う生活困窮者に対する支援との連携

#### (5) 一時生活支援のあり方に関する論点

- ・ 一時生活支援事業の広域実施推進

#### (6) 居住支援のあり方に関する論点

- ・ どのような居住支援が考えられるか
- ・ 新たな住宅セーフティネットの活用

#### (7) 高齢者に対する支援のあり方の論点

- ・ 高齢者への就労、居住支援
- ・ 高齢期になる前の予防的支援

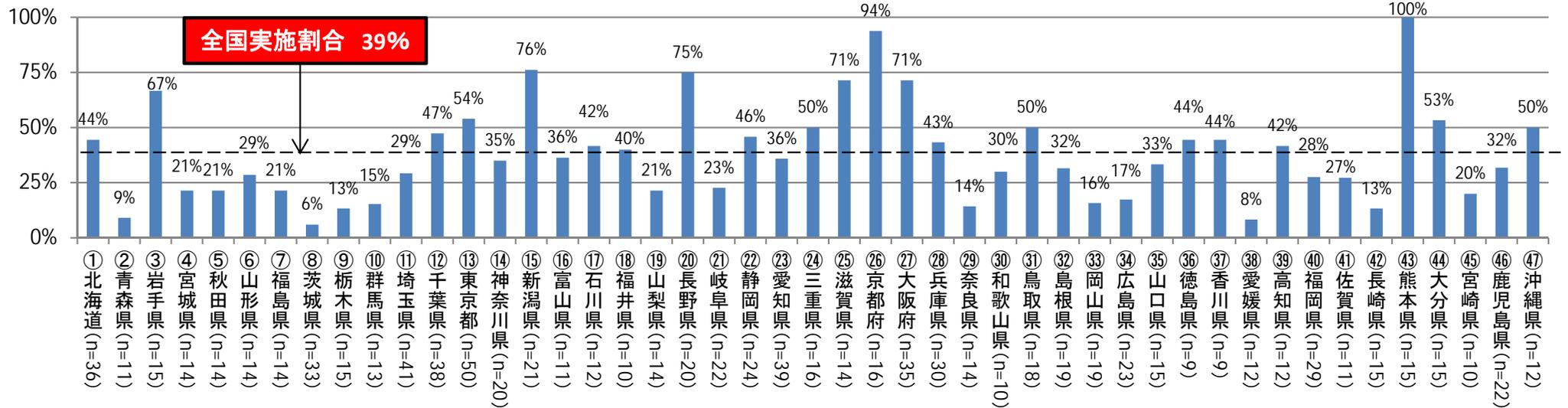
#### (8) 関連する諸課題に関する論点

- ・ 生活福祉資金の貸付要件等の見直し
- ・ 生活保護との間での支援の一貫性の確保

# 任意事業の実施状況

○ 平成28年度の任意事業の実施状況を都道府県別に見ると、いずれも大きなばらつきがある。実施割合の高い都道府県では、都道府県が共同実施等のリーダーシップを発揮している事例がみられる。

## (1) 就労準備支援事業 実施割合



## (2) 子どもの学習支援事業 実施割合

